

法務省矯医第2085号

平成18年3月30日

一部改正 令和3年3月30日法務省矯医第47号

矯正管区長 殿
矯正施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

被収容者に対する通常と異なる食事及び湯茶以外の飲料の支給について (通達)

標記について、下記の通り定め、本年4月1日から実施することとしたので、遺漏のないように配意願います。

なお、平成14年12月25日付け法務省矯医第5656号当職通達「被収容者に対する特別な糧食及び飲料の給与について」及び平成14年12月25日付け法務省矯医第5658号当局医療分類課長通知「被収容者に対する特別な糧食及び飲料の給与について」の留意事項については廃止します。

記

1 通常と異なる内容及び熱量の食事並びに湯茶以外の飲料の支給

矯正施設の長は、下記(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、通常と異なる内容及び熱量の食事並びに湯茶以外の飲料(宗教上の理由又は食習慣の著しい違いにより通常の食事を摂取できない場合にあっては通常と異なる内容の食事及び湯茶以外の飲料)を支給することができること。ただし、下記(1)から(2)に該当する場合にあっては事前に医師の意見を聴取するものとする。

(1) 健康の保持上特に必要があると認める場合

次のアからウまでのいずれかに該当する場合であること。

ア 高齢者、妊産婦、体位が著しく異なる者(刑務所、少年刑務所及び拘置所の場合、身長が、20歳以上の男子においては180cm以

上若しくは150cm以下の者、20歳以上の女子においては175cm以上若しくは140cm以下の者、20歳未満の男子においては180cm以上若しくは155cm以下の者又は20歳未満の女子においては175cm以上若しくは145cm以下の者をいう。婦人補導院の場合、身長が175cm以上又は140cm以下の者をいう。少年院及び少年鑑別所の場合、身長が、男子においては180cm以上若しくは155cm以下の者又は女子においては175cm以上若しくは145cm以下の者をいう。)のうち健康の保持上必要があると認める場合

イ 体力の消耗が著しい作業(大部分が立位であり、かつ、週5時間以上の伐木・運材、除雪、農耕、建設、漁労その他の全身の筋力を必要とする作業(外掃、炊事、研磨、木材・金属加工の作業その他これに類する作業を除く。))に従事した場合

ウ 延長作業(1日につき10時間を超える作業をいう。)に従事した場合

(2) 治療をしている場合

休養患者又は非休養患者のうち医療上必要があると認められる場合

(3) 祝日等の場合

祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいう。)並びに1月2日及び3日のいずれかに該当する場合であること。

(4) 特別な行事を行う場合

誕生日、運動会その他行事を行う場合であり、かつ、矯正施設の長が適当と認める場合であること。

(5) 処遇上適当と認められる場合

被収容者が宗教上の理由又は食習慣の著しい違いにより通常の食事を摂取できない場合、その他矯正施設の長が処遇上適当と認める場合であること。

2 米麦の熱量及び支給量の変更基準

体位が著しく異なる者又は体力の消耗が著しい作業に従事する者に対する米麦の熱量及び支給量の変更基準については別表1から4までの定めるところによること。ただし、医師が、肥満その他の健康上の理由により主食の米麦の熱量及び支給量を変更する必要があると判断した場合には、これを適宜変更すること。

別表 1

20歳以上の者の主食熱量表（刑務所、少年刑務所、拘置所、婦人補導院）

(kcal)

身長 (cm)	I		II		III		IV	
	男	女	男	女	男	女	男	女
135	500	500	700	700	800	900	1100	1100
140	600	600	800	800	900	1000	1200	1300
145	700		1000		1100	1200	1400	1500
150	900		1100		1200	1300	1600	1600
155		B、C		A	1400	1500	1700	1800
160		婦			1500	1600	1900	2000
165	B、C		A		1700	1800	2100	2100
170					1900	2000	2300	2300
175		1300		1600	2000	2100	2500	2500
180	1500	1400	1800	1700	2200	2300	2700	2700
185	1600	1500	1900	1900	2400	2500	2900	2900
190	1700	1700	2100	2000	2600	2700	3100	3100
195	1900	1800	2300	2200	2800	2900	3300	3400
200	2000		2400		3000		3600	

- 注 1 I は、居室内で生活する者、婦人補導院の女子及び立位作業が週 15 時間未満の者、II は立位作業が週 15 時間以上の者、III は作業時間の大部分が立位で、重い筋作業が週 5 時間程度の者（農耕、建設、漁労等）、IV は作業時間の大部分が立位で、重い筋作業が週 10 時間程度の者（伐木・運材、農繁期の農耕、除雪等）に適用する基準である。
- 2 A とは、立位作業が週おおむね 15 時間以上の者又はこれに相当する内容の作業に従事する者に給与する主食をいい、B とは居室外で就業する者であって、A を給与するもの以外のものに給与する主食をいい、C とは就業の有無にかかわらず居室内で生活する者に給与する主食をいい、婦とは就業の有無にかかわらず婦人補導院に在院する者に給与する主食をいう。
- 3 男子の A は、1600kcal、B は 1300kcal、C は 1200kcal、女子の A は 1400kcal、B 及び婦は 1200kcal、C は 1100kcal である。
- 4 表の 外の数値は、体位が著しく異なる者に給与する熱量を示す。
- 5 居室内で生活する体位が著しく異なる者には、就業の有無にかかわらず I の数値より 100 を減じた熱量を給与する。
- 6 III 及び IV の者には、体位が著しく異なる者を除き、当該作業集団の平均身長を用いて熱量を給与するが、その数値が表の 内にある場合には、A を給与して差し支えない。

別表 2

20歳未満の者の主食熱量表（刑務所、少年刑務所、拘置所）

(kcal)

身長 (cm)	I		II		III		IV	
	男	女	男	女	男	女	男	女
135	600	500	700	700	800	900	1100	1200
140	700	600	900	800	1000	1000	1300	1300
145	800	800	1000	900	1100	1200	1500	1500
150	1000		1100		1300	1300	1600	1700
155	1100		1300		1500	1500	1800	1800
160		乙		甲	1600	1600	2000	2000
165	乙		甲		1800	1800	2200	2200
170					2000	2000	2400	2400
175		1400		1600	2200	2200	2600	2600
180	1700	1500	1900	1700	2400	2400	2900	2800
185	1800	1600	2000	1900	2600	2500	3100	3000
190	2000	1800	2200	2100	2800	2700	3300	3300
195	2100	1900	2400	2200	3000	2900	3500	3500
200	2300		2600		3200		3800	

注1 Iは、居室内で生活する者、IIは居室外で就業する者、IIIは作業時間の大部分が立位で、重い筋作業が週5時間程度の者（農耕、建設、漁労等）、IVは作業時間の大部分が立位で、重い筋作業が週10時間程度の者（伐木・運材、農繁期の農耕、除雪等）に適用する基準である。

2 男子の甲は、1700kcal、乙は1500kcal、女子の甲は1400kcal、乙は1200kcalである。

3 表の [] 外の数値は、体位が著しく異なる者に給与する熱量を示す。

4 III及びIVの者には、体位が著しく異なる者を除き、当該作業集団の平均身長を用いて熱量を給与するが、その数値が表の [] 内にある場合には、甲を給与して差し支えない。

別表 3

主食熱量表 (少年院、少年鑑別所)

(kcal)

身長 (cm)	I		II		
	男	女	男	女	
135	600	500	700	700	
140	700	600	900	800	
145	900	800	1000	900	
150	1000	鑑	1100	院	
155	1100		1300		
160	鑑		院		院
165		院		院	
170					
175	鑑	1400	院		
180		1700		1900	
185	1800	1600	2000	1900	
190	2000	1800	2200	2100	
195	2200	1900	2400	2200	
200	2300		2600		

注 1 I は少年鑑別所在所者に、II は少年院在院者に適用する基準である。

2 男子の院は、1700kcal、鑑は 1500kcal、女子の院は 1400kcal、鑑は 1200kcal である。

3 表の 外の数値は、体位が著しく異なる者に給与する熱量を示す。

別表 4

米 麦 給 与 量 表

刑務所・少年刑務所・拘置所

少年院・少年鑑別所・婦人補導院

主食熱量 (kcal)	米麦給与量 (g)		主食熱量 (kcal)	米麦給与量 (g)	
	米	麦		米	麦
400	81	36	400	93	24
500	102	45	500	117	30
600	123	54	600	138	36
700	141	63	700	162	42
800	162	72	800	186	48
900	183	81	900	207	54
1000	201	93	1000	231	60
1100	222	99	1100	255	66
1200	243	108	1200	276	72
1300	261	120	1300	300	78
1400	282	126	1400	324	84
1500	303	135	1500	345	90
1600	324	144	1600	369	96
1700	345	153	1700	393	102
1800	363	162	1800	414	108
1900	384	171	1900	438	114
2000	405	180	2000	462	120
2100	423	189	2100	483	126
2200	444	198	2200	507	132
2300	465	207	2300	531	138
2400	483	216	2400	552	144
2500	504	225	2500	576	150
2600	525	234	2600	600	156
2700	546	243	2700	621	162
2800	564	252	2800	645	168
2900	585	261	2900	669	174
3000	606	270	3000	690	180
3100	624	279	3100	714	186
3200	645	288	3200	738	192
3300	666	297	3300	759	198
3400	687	306	3400	783	204
3500	705	315	3500	807	210
3600	726	324	3600	828	216
3700	747	333	3700	852	222